

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前		改正後													
<p>(前略) (労働条件の明示) 第9条 有期雇用教職員の採用に当たっては、採用予定者に対し、次の各号に掲げる事項を明示する。 (1)・(2) (略) (3) 契約期間及び更新に関する事項 (4)～(10) (略) 2 明示は、前項第1号から第5号までに掲げるものについては文書を交付して、その他については口頭で行う。 (中略) 附則(平成22年達示第12号) 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の第54条第2項及び別表第8の規定は、平成22年6月30日から施行する。 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらずこれらの表に掲げる教職員の雇用年齢上限については次の表の左欄に掲げる生年月日の区分に応じ同表の右欄に掲げる雇用年齢上限とする。</p>		<p>(前略) (労働条件の明示) 第9条 (1)・(2) } (同左) (3) 契約期間及び更新(更新する場合の基準を含む。)に関する事項 (4)～(10) } (同左) 2 附則(平成22年達示第12号) 1 } (同左) 2 } (同左)</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>雇用年齢上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和22年4月1日以前</td> <td>満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)</td> </tr> <tr> <td>昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで</td> <td>満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)</td> </tr> </tbody> </table>		生年月日	雇用年齢上限	昭和22年4月1日以前	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで	満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>雇用年齢上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和22年4月1日以前</td> <td>満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定により、期間の定めのない労働契約に転換した場合(以下「無期転換した場合」という。)を除く。)は、この限りでない。)</td> </tr> <tr> <td>昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで</td> <td>満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合(無期転換した場合を除く。)は、この限りでない。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>附則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p>		生年月日	雇用年齢上限	昭和22年4月1日以前	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定により、期間の定めのない労働契約に転換した場合(以下「無期転換した場合」という。)を除く。)は、この限りでない。)	昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで	満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合(無期転換した場合を除く。)は、この限りでない。)
生年月日	雇用年齢上限														
昭和22年4月1日以前	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)														
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで	満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)														
生年月日	雇用年齢上限														
昭和22年4月1日以前	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定により、期間の定めのない労働契約に転換した場合(以下「無期転換した場合」という。)を除く。)は、この限りでない。)														
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで	満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合(無期転換した場合を除く。)は、この限りでない。)														

改正前					改正後				
(中略) 別表第2					別表第2				
職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項	職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
寄附講座 教員 寄附研究 部門教員			満65歳 (ただし、 大学が特に 認めた場合 は、この限 りでない。)		寄附講座 教員 寄附研究 部門教員			満65歳 (ただし、 大学が特に 認めた場合 (無期転換 した場合を 除く。)は、 この限りで ない。)	
共同研究 講座教員 共同研究 部門教員	(略)			(略)	共同研究 講座教員 共同研究 部門教員	(同左)			(同左)
研究員 (必要に応 じて総長の 定めるところ により名称 を付記する ことができ る。)					研究員 (必要に応 じて総長の 定めるところ により名称 を付記する ことができ る。)				
別表第3					別表第3				
職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項	職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
医員			満65歳 (ただし、 大学が特に 認めた場合 は、この限 りでない。)		医員			満65歳 (ただし、 大学が特に 認めた場合 (無期転換 した場合を 除く。)は、 この限りで ない。)	
医員(研修 医)					医員(研修 医)				
法科大学 院特別教 授 法科大学 院特別准 教授 専門職大 学院特別 教授 専門職大 学院特別 准教授	(略)			(略)	法科大学 院特別教 授 法科大学 院特別准 教授 専門職大 学院特別 教授 専門職大 学院特別 准教授	(同左)			(同左)
(後略)									